

## 第2次うつのみや生きものつながりプラン策定支援業務委託に係る募集要領

### 1 業務の名称

「第2次うつのみや生きものつながりプラン策定支援業務」

### 2 委託契約の概要

#### (1) 業務の概要

総合的に本市の生物多様性保全の取組を推進するため、外来種の移入や気候変動などの本市を取り巻く自然環境の変化やSDGsをはじめとした社会潮流を捉えた対応が必要であることから、「第2次うつのみや生きものつながりプラン（計画期間：令和8年～12年）（以下、「本プラン」という。）」を策定するもの。

※ 詳細は、「第2次うつのみや生きものつながりプラン策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (2) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

#### (3) 公募方法

- ・ 宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>) に実施要領、参加申請書等を掲載し、提案を公募する。
- ・ また、宇都宮市環境部環境保全課（市役所12階）でも実施要領等を配付する。

#### (4) 契約期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和8年3月19日（木）までとする。

※ 契約期間は、受託候補者と調整した上で最終的に決定する。

#### (5) 予算上限価格

4,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費を示すものである。

※ 消費税は10%で算出すること

※ この金額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

(6) スケジュール

日時	内容
5月13日(火)	公募開始
5月23日(金) 午後5時	参加申請関係書類の提出期限
5月23日(金) 午後5時	質問受付期限
6月2日(月)	質問回答
6月9日(月) 午後0時	提案書・見積書提出期限
6月23日(月) または 24日(火)	提案に係るプレゼンテーション
7月8日(火)以降	審査結果の通知

※ このスケジュールは、変更する場合がある。

(7) プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号(本庁舎12階)  
宇都宮市 環境部 環境保全課 自然共生グループ  
電話 : 028-632-2405  
FAX : 028-632-5279  
Eメール : [u0711@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u0711@city.utsunomiya.tochigi.jp)  
※受付時間は、本市の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(8) プロポーザル手続きに等において使用する言語、通貨及び単位

ア 言語

日本語

イ 通貨

日本国通貨

ウ 単位

日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

### 3 業者の参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者は、以下の条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 本市の令和7~10年度入札参加有者資格者名簿(物品製造・販売・委託業務・その他)の「委託業務※」に登録されている者であること

※ 委託業務のうち「調査・分析等業務」に登録

- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けたものを除く。
- (5) 本業務の同種・類似業務について実績を有すること

#### 4 参加申請書の提出

##### (1) 参加申請

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書」「同種・類似業務の実績」を提出しなければならない。

（宇都宮市ホームページ ※2(3)参照）

- ア 提出書類 参加申請書 1部  
同種・類似業務の実績 1部
- イ 提出期限 令和7年5月23日（金）午後5時まで（厳守）
- ウ 提出場所 宇都宮市 環境部 環境保全課 自然共生グループ ※2(7)参照
- エ 提出方法 持参または、書留郵便にて送付すること

##### (2) 資料の提供

参加申請書を提出した者には、提案書作成のために以下の書類を貸与する。

##### ア 提供資料

- ・ 第2次うつのみや生きものつながりプラン策定支援業務委託仕様書
- ・ 令和5・6年度宇都宮市自然環境基礎調査報告書
- ・ 「うつのみや生きものつながりプラン後期プラン」の評価（暫定版）

##### イ 提供資料の取り扱いについて

提供資料は、令和7年6月9日（月）までに持参または郵送にて返却すること。また、必要に応じて提供資料を複写したときは、それらも含めて返却すること。

#### 5 質問及び回答

質問については、「質問書（様式1）」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

##### (1) 質問書の提出

- ア 提出書類 質問書（様式1）
- イ 提出期限 令和7年5月23日（金）午後5時まで
- ウ 提出場所 宇都宮市 環境部 環境保全課 自然共生グループ ※2(7)参照
- エ 提出方法 電子メールにより提出することとし、複数回にわたらないよう、できる限りまとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。

## (2) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月2日（月）を目途に、全ての参加業者（参加申請書に記載された連絡先）に電子メールにて回答する。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

## 6 提出書類の作成要領

### (1) 提出書類

別添の「提案書記載項目」をまとめたものを提案書として提出すること

※ 「仕様書」に沿った提案をするとともに、「提案書記載項目」中の「主な記載内容」に加えて、提案者の知識経験を活かした効果的・効率的な提案やアピール点がある場合には、「提案書中の該当部分に下線を引く」「追加提案に係る追加ページを作成する」などによりわかりやすく示すこと。

### (2) 提出期限

令和7年6月9日（月）午後0時まで（郵送の場合は必着）

### (3) 提出場所

宇都宮市 環境部 環境保全課 自然共生グループ ※2(7)参照

### (4) 提出方法

提出する提案は1案とし、持参又は郵便書留にて提出すること。

それ以外の方法による提出は認めない。

### (5) 提出書類の規格

ア 原則として、JIS規格A4判（タテ型又はヨコ型のいずれかで統一し、タテ型にあっては左綴じ、ヨコ型にあっては上綴じとする。）、横書き、カラー印刷で片面概ね15頁までとする。なお、図・表などはA3判折込みも可とする。

イ 添付書類についても、可能な限りA4判規格に揃えるものとする。

ウ 提案書は、記載事項の項目に沿って作成すること。

(6) 提出書類の形態及び部数等

ア 提案書（紙媒体）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15部（うち一部は未製本）

イ 提案書の電子データ（DVD-R）・・・・・・・・・・・・ 2部

※ Microsoft office（Word, Excel, PowerPoint）で作成した電子データを提出すること。

ウ 概算見積書（税抜き・紙媒体）・・・・・・・・・・・・ 15部

(7) 疑義の照会

期限までに提出のあった提出書類について、後日、本市から疑義照会等を行うことがある。

(8) 提案のための費用負担

提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(9) 提案書の提出辞退

提案の辞退を希望する場合は、前記6(2)に記載する期日までに、必ず本市の様式により「辞退届」を持参又は郵送にて、前記2(7)に記載するプロポーザルに係る事務を担当する部局に提出すること。

辞退届は、下記のURLからダウンロードすることができる。

[http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku\\_buppin/form/nyusatsu\\_shorui.html](http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_buppin/form/nyusatsu_shorui.html)（「入札の心得及び来庁・見積用」－「入札（見積）辞退届」）

なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

(10) その他

ア 提案書の取扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差替え、変更又は取消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

- ・ 提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより貴社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

ウ 秘密の厳守

- ・ 本プロポーザルにより、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 7 提案内容の評価項目

提案書は、以下の項目から総合的に評価する。

- (1) 業務の実施体制
- (2) 本業務と類似した業務の実績
- (3) 業務目的を踏まえた実施方針
- (4) 仕様書に関する提案及び仕様を満たした上での独自提案
- (5) 地域経済への貢献度
- (6) プレゼンテーション，専門能力
- (7) 価格（概算見積書）

## 8 審査方法及び審査結果の発表

提出された提案書の審査と併せて、プレゼンテーションを実施し、提案者への質疑等を行ったうえで、最優先順位者及び次点の者を選定する。

### (1) 提案のプレゼンテーション

ア 日程 令和7年6月23日（月）・24日（火）のいずれか  
※時間及び場所は別途指定し、参加者に連絡する。

イ 所要時間 1 提案者あたり30分以内  
(説明20分程度，質疑応答10分程度)

ウ 説明者 本業務遂行時の主務及び実務担当予定者（3名程度）

エ 説明資料 説明資料は提出したDVD-Rのみ使用可能とする。

オ 機材等

- ・ 本市でパソコン，プロジェクター，スクリーンを用意する。

※ パソコンには、Microsoft Office (Word, Excel, PowerPoint) がインストール済み。

### (2) 提案者の失格事項

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ・ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- ・ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- ・ その他本要領の諸条件に違反した者

### (3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果については、令和7年7月8日（火）以降速やかに参加者に書面で通知するものとし、公表はしない。

- ・ 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。

これに対する回答は、後日、文書により行うものとし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 9 契約

- (1) 提出された提案書、提案のプレゼンテーション等に基づき審査を行い、優先順位を定めた後、最優先順位の者と随意契約を締結する予定である。
- (2) 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- (3) 本市は、契約締結後においても、契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。



## 別添 提案書記載項目

項目	主な記載内容	様式	標準頁数	
1 提案者の概要	事業者の名称・代表者名・従業員数・組織図・事業概要 所在地・郵便番号・電話番号・ファックス番号・ホームページURL	様式2	-	
2	(1) 業務体制	・配置予定の主任技術者・担当技術者の経歴 ・令和7年6月9日現在での、契約金額100万円以上の手持ち業務	様式3	-
	(2) 実績	・組織の実績としての本業務の類似業務の実績（業務名・業務の概要・成果） ・業務に従事する者の過去5年間の実績、本業務に関する能力、資格等 ・実績が本業務の成果に対してプラスになる点	様式4	-
3 業務実施方針	・本業務実施にあたっての基本方針・留意する視点・業務の全体スケジュール等 ・環境省の「生物多様性地域戦略策定の手引き」や本市の「令和5・6年度自然環境基礎調査報告書」の最大限の活用にあたっての工夫点・留意点	任意	2以内	
4 仕様書に関する提案	(1) 現状分析及び課題の整理		・本市を取り巻く生物多様性・自然環境の現状や、生物多様性保全に関する国等の動向に関する考え方 ・本市が提供するデータや資料、国等の動向を踏まえた上で、客観的・先見性の高い視点で課題を抽出・整理する提案	2以内
	(2) 第2次プラン期間における施策等の提案【重点項目】		・前項で整理した課題等を踏まえた、本プランの方向性・基本方針・施策体系・施策事業・指標等の検討プロセスやスケジュール ・それぞれの検討を着実に進めるための、工夫点・留意点 ・「令和5・6年度自然環境基礎調査」において提案された施策案のほか、事業者独自の客観的・先見性の高い視点からの提案	3以内
	(3) 自然環境専門家からの意見聴取等		・自然環境専門家からの意見のとりまとめにおける、工夫点・留意点 ・集約・整理した意見を本プランに効果的に反映させるための工夫点・留意点	1程度
	(4) 第2次プランの編集・作成		・本プランの素案及び最終案（概要版含む）の作成にあたっての工夫点やイメージ案 ・本業務に付帯する各種データの整理にあたっての、工夫点やイメージ案	1程度
5 地域経済貢献	・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は記載すること ・市内業者に発注する場合、業務の内容及び見積金額における市内業者への再委託金額の割合等 ・市内居住者を雇用する場合、人数及び金額等	1程度		
6 参考見積書（税抜き）	本業務の履行に要する費用について、積算内容を明らかにした上で記載	1程度		

### 【留意事項】

- ・ 提出書類は一切返還しない。
- ・ 本事業に係る各提出書類の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。また、プレゼンテーションを行う場合の費用についても、同様とする。

### 【その他】

- ・ 会社概要を記した資料を提出ください（パンフレット等も可）。